

論文

記憶と戦後占領政策－日本と沖縄における象徴天皇の存在と不在

Memory and Postwar Occupation Policy: Presence and Non-presence of Emperor as a Symbol in Japan and Okinawa

吉本 秀子

Hideko Yoshimoto

<Abstract>

This study aims to explore what frames collective memory through a comparative media policy analysis of mainland Japan and Okinawa during the period immediately after World War II. Collective memory studies often fail to clarify the framing processes as the memory is deeply intertwined with the society itself. Today, most Japanese commemorate the war on August 15, which is the day Emperor Hirohito made the radio announcement accepting the Potsdam Declaration in 1945. However, Okinawans who did not listen to the announcement commemorate the war on June 23—the day the Battle of Okinawa actually ended. What created the difference? This study analyzed what framed the Okinawans' war memory as it differs from that of the mainlanders and, in doing so, explored how collective memory is framed by the political situation of the time.

はじめに

本稿の目的は、第二次世界大戦後の占領期における沖縄と日本本土のメディア政策を比較することにより、日本本土と沖縄における集合的記憶が、それぞれどのように形成されたか、その過程を探ることにある。記憶はしばしば、それを生み出す社会それ自体と密接に関わっている。そのため、これまで多くの先行研究が集合的記憶をその研究対象としてきたが、その生成過程に関する一致した知見はこれまでになく、それに関する知見の積み重ねが課題となっている。このような状況をふまえつつ、本稿は、記憶に関する国内外の先行研究を検討した上で、日本本土における戦争の記憶と、沖縄における戦争の記憶が異なっていることに注目し、その記憶の違いがどう生まれたかを検討することにより、集合的記憶の生成過程の一端を探ろうとするものである。

今日、第二次世界大戦の記憶を個人体験の記憶として持っている人は少なくなった。しかし、戦後生まれの日本人も「先の戦争」に対する何らかのイメージを持っている。このように、直接は体験していないはずの出来事のイメージが世代を超えて継承されるメカニズムの一端を担うと考えられているのが、メディアの記念日報道である。たとえば、2015年は第二次世界大戦終了後、70周年の年だった。日本本土では、毎年、日本政府が主催する戦没者追悼式が行われる8月15日の前後にメディアの記念日報道が集中する。この「終戦記念日」報道の伝統は、1945年8月15日、当時の昭和天皇がNHKラジオ放送で日本がポツダム宣言を受諾し、無条件降伏した事実を国民に周知したことに始まる。この「終戦記念日」に先立つ8月6日と9日は、原爆投下の記念日で、例年、被爆者追悼式典が広島と長崎で開催されることから、8月に「先の戦争」を追憶する伝統が出来上がった。

ところが、1972年まで米国の占領統治下にあった沖縄では、8月15日ではなく、6月23日に「先の戦争」

の戦没者を追悼する伝統がある。これは、1945年6月23日に沖縄戦が実質的に終了したとされていたことに由来する。実際は、これ以降も続いた戦闘があったが、沖縄を占領した米軍が戦闘の終了を宣言し、この日が長い間、沖縄戦が終わった日とされた。戦後70周年の2015年も、沖縄では8月15日ではなく、6月23日が戦没者追悼の日として位置づけられ、メディア報道も、8月ではなく、6月に集中した。このような戦後70周年報道の違いは、同じ戦争が本土と沖縄では異なる形で記憶されていることを示唆するものである。

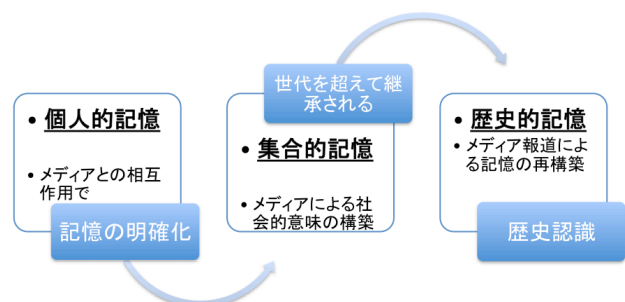
この違いはなぜ生じたのか。8月15日を記念日とする本土の記憶を、日本における「支配的記憶 (dominant memory)」であるとすれば、6月23日を記念日とする沖縄の記憶は、支配的記憶に対する一つの「逸脱事例 (a deviant case)」と考えることができる。本稿は、支配的記憶と、それに対する逸脱事例の形成過程を比較することで、集合的記憶がどのように形成されるのか、その生成過程の違いを探る。ある特定の集合的記憶が社会で支配的となり、それが歴史認識として捉えられる場合、その歴史認識はその社会における「常識」として定着し、顧みられなくなる。だが、日本国内においても異なる記憶、つまり逸脱事例となるローカルな記憶が、1972年まで米国の占領下にあった沖縄で形成されたことは、しばしば「常識」と認識されがちな「支配的記憶」に対する反証を提供することになり、両者の比較は、集合的記憶の生成過程に関する重要な知見を提供する機会となりうるのではないか。

本稿では、以上の問題意識のもとで、まず第一節で、記憶に関する国内外の先行研究をレビューした。それをふまえ、第二節では、日本敗戦の年にあたる1945年当時の日本本土と沖縄における敗戦の原体験を比較した。続く第三節では、それぞれの敗戦の原体験が、本土と沖縄で、どのように記憶として継承されてきたかを検討した。結論を先取りして言えば、これらの比較に基づき、本稿は、それぞれの記憶が形成される過程で、占領期における米国の住民管理政策が異なっていたことを指摘した。また、その違いこそが、異なる記憶が生成された原因ではないか、と論じている。

1. 記憶に関する先行研究

記憶に関する研究は近年、社会学、心理学、歴史学、政治学、建築学、美術史、修辞学、文学など様々な領域からのアプローチがあり、雑多とも言える様相を示している。その中で、米国の社会学者であるジェフリー・K・オリック (Jeffrey K. Olick) が編集した『集合的記憶読本 (Collective Memory Reader)』は、このテーマに関する主要論文を、記憶という共通のテーマに向けて、アプローチにより選別したもので、記憶の先行研究を俯瞰できる入門書と言える。

「集合的記憶 (collective memory)」の概念は、もともとフランスの社会学者モーリス・アルヴァックス (Maurice Halbwachs) が1940年代に提唱した概念がもとになっている。アルヴァックスは「集合的記憶」を「個人的記憶」と「歴史的記憶」の中間に位置づけた。その上で、個人的記憶が集合的記憶となる場合には、その記憶が個人的体験の領域をはみ出し、独自の展開を遂げる点に注目した。アルヴァックスは作家スタンダールのパリ都市生活の体験談を引用しながら、通常、直接的体験に基づく個人的記憶は正確な日時に関する記憶を含まないが、新聞の登場により、個人的体験が日時の明確化を伴って記憶されるようになったと指摘した。¹これは、メディアが個人的記憶を別のものに変えていく過程に彼が注目していたことを示す。ただし、アルヴァックスにとっての「集合的記憶」は、家族や地域などの集団で共有される記憶を指し、それは個人的記憶と同様、世代を超えて継承されないものとされ、彼は世代を超えて受け継がれる記憶を「歴史的記憶」とみなしていた。²このフランスの社会学者が注視したのは個人的記憶が集合的記憶になる過程であり、集合的記憶が歴史的記憶となる過程ではなかったと言える。



今日、集合的記憶という言葉は、アルヴァックス <図> 個人的記憶・集合的記憶・歴史的記憶とメディア

が提唱した概念より広義に用いられるようになった。その背景には、学術的知見が国際的に共有されるようになった現在、ある社会で「歴史」として認識されていた事実が、国家間あるいは地域間で実は異なる解釈で語り継がれていることが分かり、このような異なる集団の間で生じる「歴史的記憶」の差異をどう捉えるべきかという根源的命題が生まれたことがある。また、メディア研究の進展とともに、カルチュラル・スタディーズからは、ある出来事の社会的意味を構築するメディアの機能に関する知見も提示され、アルヴァックスが指摘したような個人的記憶がメディアによって別の意味を付与される現象が「メディアの意味構築機能」として理解されるようになった。³ 本稿で論じる戦争の記憶も、メディアが過去の戦争に関する記念日報道を続けることで、その記憶が世代を超えて、ある特定の集団に受け継がれる「集合的記憶」となる点に注目している。

アルヴァックスの定義に沿って、このように世代を超えて継承される集団の記憶を「公衆の記憶 (public memory)」「社会的記憶 (social memory)」とする先行研究もある。いずれにせよ、今日における記憶研究の特徴は、アルヴァックスが注目した個人的記憶が集合的記憶になる心理的過程よりも、集合的記憶が歴史的記憶になる社会的過程のほうに焦点を当てる傾向がある(図を参照)。これは、今日の記憶研究が、集団の間に生じる記憶に差異が存在することを前提としているからである。

世代を超えて集合的記憶を継承させるメディアの機能を具体的に指摘したのは、バービー・ツェリザー (Barbie Zelizer) である。ツェリザーは、過去の出来事を取材するジャーナリストたちが過去の記憶を未来に伝承させる媒介者としての役割を担っていると指摘した。その中で、彼女は、メディアが過去の出来事または言葉を頻繁に「引用」することに注目し、その「引用」という行為をジャーナリストたちが多用し、これが繰り返されることにより、過去の集合的記憶が世代を超えた記憶となると論じた。また、その過程におけるメディアの役割に着目した。⁴

一方、記念日報道をメディア・イベント論の視点から分析する研究者もいる。メディア・イベントに関する著作の中で、ダヤンとカッツ (Dayan and Katz) は、メディアに報道されることを目的として行われるメディア・イベントが、集合的記憶を再構築し、再生産する役割を果たすと指摘する。⁵ ダヤンとカッツのメディア・イベント論に従えば、戦没者追悼式などの記念行事は、まさに、戦争を集団で記憶し、その記憶を継承していく目的で、あらかじめ報道されることを目的として企画された行事である。戦争に関する祈念行事は、8月15日に行われる戦没者追悼式のように、過去の何らかの行事にちなんで「記念日」に行われる。その意味で、記念日行事は戦争の記憶を継承させるメディアの社会的意味構築機能をあらかじめ利用しようと狙った政治的行事であると言える。

さらに、これらの戦争記念行事の多くが、戦没者追悼など自分たちの「苦難の記憶」を継承すること (remembering sufferings) を目的としている点を指摘したのは、ホッジキンとラドストーン (Hodgkin and Radstone) である。⁶ たとえば、日本で先の戦争の記念行事が行われる日は、日本が中国で侵略を開始した9月18日でもなく、日本が真珠湾を攻撃した12月8日 (日本時間) でもなく、日本が無条件降伏を発表した「苦難の記憶」にまつわる8月15日である。一方、中国では自国が日本に侵略された苦難の記念日として9月18日が重要であり、米国では、ハワイの真珠湾が攻撃された12月7日 (米国時間) が「屈辱の日 (Day of Infamy)」として繰り返し報道され、国民的苦難の記念日となっている。いずれの国の戦争記念日も、自国の苦難を記憶し、その記憶を継承するための記念日として位置づけられている。

これらの状況をふまえつつ、米国の歴史学者ジョン・ダワー (John W. Dower) は、過去には、「使える過去 (usable past)」と「忘れられる過去 (forgetting past)」の二種類あることを指摘する。⁷ 国家にとって、記念日として世代を超えて継承したい「使える過去」とは、被害者としての過去の出来事であり、その苦難の記憶である。なぜなら、国家はその集団的記憶を想起させることで、国民の一致団結を訴えやすくなるからである。一方、加害者としての過去は、意識的な努力を行わない限り、「忘れられる過去」になりやすい。ダワーは、そのことは日本のみに見られる現象ではなく、すべての国において同様であると指摘した。

日本で8月15日に政府主催の戦没者追悼式が実施され、この日があたかも第二次世界大戦の記念日であ

るように報道されることに合理的理由がないと指摘するのは、メディア史研究者の佐藤卓己である。佐藤は、8月15日にまつわるメディア報道を検証した上で、天皇が敗戦を認める「玉音放送」を1945年8月15日に行ったこと以外に、この日を記念日とする根拠は見いだせないことから、これは「神話」に過ぎないと主張する。⁸

この佐藤の指摘に、沖縄における敗戦の記憶の事例をふまえると、日本で8月15日を戦争記念日とすることが確かに「神話」に過ぎないことが、象徴としての天皇との関係でさらに明確になる。第二次世界大戦末期における沖縄戦の記憶が、先の戦争の記憶として継承されてきた沖縄では、先述のように、天皇の玉音放送が行われた8月15日ではなく、6月23日に戦没者を追悼する伝統があるからである。⁹

2. 異なる体験、異なる記憶

このように日本本土と沖縄における戦争の記憶が異なる原因の一つに、1945年の敗戦の経験自体が異なっていることがある。1945年8月15日、日本本土では、昭和天皇がラジオで日本がポツダム宣言を受諾し、戦争に負けたことを「玉音放送」で発表した。この天皇による放送は事前に宣伝され、ラジオの前に集まるように職場などで呼びかけられたことから、日本本土では多くの人がこの放送を聞いたとされる。佐藤は、このような集団の体験を「玉音体験」と呼ぶ。¹⁰

しかし、同じ日、沖縄でこの「玉音体験」をした人は少数だった。すでに米軍の占領下にあった沖縄では、新聞社、ラジオ放送局などのメディアが壊滅状態にあった。さらに、4月に沖縄本島に上陸した米軍は、個人がラジオを所持することを海軍の布告で禁止しただけでなく、すべての民間通信を禁止していた。例外として、山の中に逃げていたため、たまたま所持していたラジオで放送を受信した人、米軍施設のラジオでこの放送を聞いた人はいたが、¹¹ 多くの住民は米軍が設営した民間人収容所の中で移動の自由を奪われた状態にあり、本土の人と同じような形で天皇の「玉音放送」を聞くことはなかった。¹² 玉音放送の内容は、玉音放送と同じ8月15日に発足した仮沖縄諮詢会の代表・志喜屋孝信らが米軍幹部と一緒に聞いたが、志喜屋ら代表から住民に伝達され、沖縄の人々は日本の敗戦を知ることになった。つまり、沖縄では、例外的に「玉音体験」をした人はいても、ある程度まとまった集団としての「玉音体験」が不在だった。

一方、米軍の支援により、石川の民間人収容所でガリ版刷で手書きの日本語新聞『ウルマ新報』が発行されていた。同紙は8月15日付の第4号で、天皇がラジオで敗戦を認めたことを報じたが、その記事は極めて短いもので、天皇のラジオ放送の言葉を逐一報じた本土の新聞各紙とはまったく異なるものだった。また、この日の『ウルマ新報』は、「渴望の平和、いよいよ到来！」という見出しを掲げ、米国ワシントン発の通信社電やモスクワ放送のニュースを引用、日本の敗戦を喜ばしいニュースとして連合国の視点で報じている。¹³ このように1945年8月15日の体験が日本本土と沖縄ではまったく異なっていた。そのため、その後も沖縄では人々が8月15日に特別な感慨を抱くことはなかった。たとえば、後に沖縄民政府で行政官を務めた嘉陽安春は、自身の回想録で「八月十五日の『終戦記念日』はわが県民の心に、それほど切実な感慨をよびますものではないように思われます」と述べている。¹⁴

戦後になって、8月15日に行われる日本政府主催の戦没者追悼式の様子が東京発のニュースとして短く伝えられることはあっても、終戦時の原体験がそもそも違っていた。沖縄における敗戦の記憶が異なる原因の一つは、本土のような集団的な「玉音体験」が不在であることにありと考えられる。

3. 占領期・言論管理政策の違い

さらに、このように敗戦の原体験に差異が生じた背景に、米国の占領政策の違いが考えられる。

本土占領が基本的には戦艦ミズーリ上における休戦協定締結後に行われた連合国による「戦後」占領だったのに対し、沖縄占領は、戦闘開始と同時に開始された「戦時」占領であった。このため、本土占領の責任者は「連合国軍総司令官」のダグラス・マッカーサー（Douglas MacArthur）であったが、沖縄占領にお

ける責任者は米軍の「戦域司令官 (theater commander)」であった。沖縄戦における戦域司令官は、海軍のチェスター・ニミッツ (Chester Nimitz) で、1946年に沖縄が陸軍省の管轄になると、マッカーサーとなる。しかし、沖縄占領の責任者としてのマッカーサーは「連合国軍総司令官」ではなく、米軍の司令官すなわち「極東軍司令官」としてのマッカーサーであった。このため、沖縄占領は「戦後」も米参謀本部の直接の指令下におかれることになった。

沖縄占領の基本指令となったのは、沖縄戦に向けて1945年1月12日に発令された統合参謀本部指令第1231号 (JCS1231) である。JCS1231は、米参謀本部長から戦域米軍司令官ニミッツに対する指令だったが、この指令は、沖縄戦が終わった後も、沖縄占領統治政策の基本指令として有効で、そこには沖縄で次々と発令された諸々の米軍の布告・布令・指令のもとになる基本方針が盛り込まれていた。その特徴は、米軍戦域司令官に占領統治の最高の権限を与えている点にあり、そのことは、米国の沖縄統治政策が、戦争終了後も、戦時の指令体系下にあったことを示している。¹⁵

その中で、本稿のテーマである記憶に関して興味深いのは、JCS1231の中の政治指令第21項が、米軍司令官とその部下に対し、日本の天皇に関する一切の言論を禁止していたことである。第21項の全文を訳出すると、以下のようになる。「貴官は、天皇の将来の地位または天皇制に関する一切の意見の表明を慎むべし、また、貴官の司令下にある部隊に同様の指示をするべし」。¹⁶ JCS1231は政治指令・経済指令・財務指令で構成され、その中で、基本方針を定めたのが政治指令である。この政治指令が起草された1945年1月の時点は、まだ戦後における天皇の地位に関する連合国側の合意がなかったため、このような指令が出たと考えられるが、この第21項の内容は、米国の天皇の取り扱いに特別の注意を払っていたことを示している。

政治指令は全29項で構成されるが、そのうち第18項から21項までが言論・思想に関する占領軍の住民管理政策の原則を定めた項目である。まず第18項では、戦域米軍司令官ニミッツは、出版物、ラジオ、電話など、すべての民間通信を検閲すると定められた。このようにJCS1231は司令官に宛てた指令だったが、この指令を受けた司令官は布告・布令・指令などの住民向けの軍法を発令して、住民管理を行った。政治指令第18項を明文化したのが、ニミッツが起草した海軍布告第10号で、これは、すべての民間通信を禁止するという占領軍が住民に向けて出した命令だった。¹⁷

さらに、政治指令第19項は、日本の軍国的思想を厳しく取り締まるべきであること、続く第20項は、日本の愛国主義団体の政治活動を禁止すべきであるとしている。これら一連の言論・思想に関する項目の中で、第21項が日本の天皇に関する言論の禁止を命じていることを考えると、米国の統合参謀本部が、占領下における言論管理政策の重要な柱の一つとして、天皇を位置づけていることが分かる。このような米国の占領政策から、沖縄における「玉音体験」の欠落をみると、その体験は沖縄で偶然起こらなかったのではなく、米国が注意深く占領下沖縄の言論空間を管理しようとした結果として、起こらなかったことが分かる。同じ視点で、1945年7月末、米軍の支援で創刊された『ウルマ新報』をみると、この新聞は、日本の敗戦を日本の天皇の肉声からではなく、米国流の価値観をもつ米国発のニュースで伝達する目的で、米国が占領軍の声を伝えるために再建されたメディアであったと見ることができる。¹⁸

沖縄の場合とは対照的に、天皇は、日本本土では日本国民を戦後復興に向けて一丸となって進ませるための象徴的ツールとして利用された。1946年初頭、GHQに勤務していた米国人が書いたとみられる調査分析報告 (R&A Report) は、同年1月2日に行われた昭和天皇の新年スピーチを日本国民が傾聴する様子を観察しながら、米国は、日本の復興計画に天皇の持つ心理的なパワーをぜひ利用すべきであると政策提言している。¹⁹ 米国は日本占領計画を政治的・社会的・心理的側面からの分析に基づき、計画したが、この国務省調査分析部のものとされる文書は、天皇の言葉に引きつけられる日本人と日本社会の心理的側面を報告しており、興味深い。日本再建計画において米国は心理的側面を重視したが、この文書はそれを示す例として見ることができる。周知のように、天皇制を残し、さらに、天皇を日本の「象徴」として位置づける方針は、日本国憲法第一条として明文化された。ところが、沖縄では、これと反対の言論管理政策が取られた。日本との繋がりを示す「象徴」として、沖縄で米国の占領者たちは、天皇に関する言論を注意深く監視したのである。

日本本土では、「玉音体験」の記憶を戦後、メディアが繰り返し報道することで、世代を超えた「集合的記憶」が生成され、8月15日の「神話」が出来上がった。一方、沖縄でも住民側に戦争を追憶する記念日の制定を求める要望はあったが、記念日を決定する権利は米国の統治者側に握られていた。米国軍政府は1948年1月、8月15日を戦争記念日ではなく、「八月十五夜の日（August Full Moon Day）」と定め、皆で月を見る日に指定し、新聞で公表した。²⁰ 1950年代になると、米国は、この「八月十五夜の日」にちなんだハリウッド映画『八月十五夜の茶屋』を制作した。²¹ 映画の舞台は占領下の沖縄で、そこでは、マーロン・ブランドが米国人将校を、京マチ子が地元沖縄の芸者をコミカルに演じている。この映画は米国でも公開されたが、その目的は沖縄の大衆に、沖縄は米国の統治下にあることを印象づけることであったと考えられる。

沖縄の新聞では、戦争に関する描写が米国の検閲下にあった。旧日本軍の残虐性を強調する論調は推奨されたが、旧日本軍を支持する論調は制限された。沖縄の日本からの分離政策が米国政府で内部決定すると、米国は自国のイメージを向上させる作戦に出た。1950年4月29日、おりしも天皇誕生日の日に、このとき沖縄で戦域米軍司令官だったジョセフ・R・シーツは住民に向けた特別布告第35号を出し、「米琉親善の日」と制定することを宣言した。²² これは、1853年、合衆国海軍提督マシュー・C・ペリーが沖縄本島那覇港を訪問した史実にちなみ、1950年5月26日を97年目の記念日とすることを宣言するメッセージで、米国人と「琉球人」が「相互の理解」と「友情」を通じて「真摯な協力精神を発揮する」ことを目的に発令された。100年目ではなく、97年目であるなど唐突な感じがする内容の布告である。特に、同布告の発令に伴う関係文書からは、天皇という日本の象徴から沖縄を分離させる政策を明記したものは見つかっていないが、そこには天皇誕生日に東京発のニュースが持ち得ると予想された本土からの心理的影響を少しでも弱めようとする狙いが感じられる。

沖縄の日本からの分離が決定すると、米軍政府の統治を引き継いだ琉球列島米国民政府は、東京発のニュースの流入を制限するようになる。²³ 占領期の沖縄の新聞をみると、米国発の海外ニュースと沖縄のローカル・ニュースは多いが、東京発ニュースが極端に少ない。米民政府広報局の文書によれば、統治者が沖縄のメディアを毎日細かくモニターし、米国の統治に問題となるような反米的ニュースがないかどうか監視していた。その意味で、占領下の沖縄のメディアに言論の自由はなかった。また、紙面に沖縄の人々の声は反映されていなかったと言ってよい。日本の国旗である日の丸を掲揚することも制限されていた。これも米国が日本を象徴するものを制限しようとした統治政策の一例と言える。

このような中で、1961年になると琉球政府の条例第85号により、6月23日が沖縄戦の戦没者を追悼する日に定められた。²⁴ 1972年の返還後も、この伝統が沖縄県に受け継がれ、1974年10月21日の沖縄県条例で、6月23日が「沖縄慰霊の日」と定められ、²⁵ 現在に至っている。

沖縄における集合的記憶は、このような米国の戦後占領政策が日本本土の場合とは異なる方針のもとで実施された結果として、日本本土とは異なる記憶になったと考えられる。その記憶は自然発生的な記憶ではなく、米国の統治者が目指した日本からの分離という政治目的のもとで社会的意味が構築された結果としての記憶であった。

おわりに

以上で検討した内容をまとめると、日本本土と沖縄で敗戦の記憶が異なる原因として考えられるのは、以下の2点である。第一に、1945年当時の敗戦の原体験が異なっていた。日本本土では、ラジオで天皇の「玉音放送」を聞くことで人々は日本の敗戦を知った。しかしながら、沖縄では、このような集団の経験としての「玉音体験」が不在だった。さらに、第二の原因として、戦後の占領政策における米国側の言論管理政策が異なっていたことが挙げられる。日本本土では、天皇を効率的な戦後復興の象徴として占領軍が積極的に活用しようとしたのに対し、沖縄では、天皇という、日本との繋がりを示す象徴的存在をできる限り、人々から意識から遠ざける言論管理政策がとられた。米国側の管理政策がすべて成功したかどうかは慎重に検討する余地が残るものの、日本と沖縄で、異なる戦争記念日の記憶が形成された一因として、本稿は、このよ

うな戦後占領政策の違いがあることを米国側の公文書に基づき考察した。

記憶は単なる過去ではなく、現在の政治的状況によって形成される。記憶の形成過程は、このような「現時点から接近法 (presentist's approach)」によって分析されるべきであると主張する研究者もいる。²⁶ 本稿は、1945年の敗戦の記憶が、そこに留まることなく、戦後、日本と沖縄の占領統治者となった米国の政治的目的によって形成された可能性を論じてきた。ダワーの指摘するように、そこには「使える過去」と「忘れられる過去」がある。日本における「玉音体験」は、象徴と位置づけられた天皇のもとで「使える過去」として利用された。一方、沖縄では、その原体験となる「玉音体験」そのものが、米国の占領下で注意深く管理された可能性があり、さらに、戦後、日本からの分離政策が予定され、また実施された沖縄では、日本の象徴としての天皇を、米国はできれば消したい存在として、注意深く監視したと考えられる。

最後に、どちらの記憶も「苦難の記憶」である点も指摘しておきたい。第二次世界大戦において日本は苦難を経験しただけでなく、自ら戦争を始めた加害者であった。日本人の多くが今日、8月15日に戦争を追憶する行為は、敗戦という自国の苦難の記憶だけを「使える過去」として再構築し続けていることを意味する。沖縄で、6月23日に戦争を追憶することも「苦難」の記憶を継承する行為である点では、本土の記憶と同じである。ただし、沖縄における6月23日は、第二次世界大戦末期における沖縄戦の「苦難」の記憶を「忘れられる過去」にしないでほしいと本土に向けてアピールし、戦争の遺産として現在も沖縄に残る米軍基地の問題を想起させるという今日的意味を持っている。その意味では、6月23日は、返還後、当初の意味から少しずつ、その社会的意味を変容させながら、すっかり現在の沖縄に根付いた記念日になった。

記憶は単なる過去の追憶ではなく、政治的文脈によって生成される。本稿では、日本本土における敗戦に関する「支配的記憶」と、沖縄における「逸脱事例」を比較することで、その逸脱事例が生じた原因を探った。それにより、記憶が為政者側の政治的意図に沿って再構成される過程を考察した。日本においては、天皇の玉音放送に由来する8月15日の神話が、戦争の記憶として定着している。沖縄における異なる記憶の例は、言ってみれば本土で半ば「常識」となっている「記憶」を今一度、見つめ直してみる必要性を示唆しているのではないだろうか。

<本稿は、2016年7月30日、“Memory, Commemoration and Communication”を大会テーマとして英国レスター大学で開催された国際メディア・コミュニケーション学会 (International Association for Media and Communication Research) における英語による著者の研究発表をもとに、さらなる調査を加えた上、日本語で書きおろしたものである>

1 M. アルヴァックス『集会的記憶』(小関藤一郎・訳)(行路社、1989=1968年)52頁。

2 アルヴァックス、98頁。

3 たとえば、Carey, James W., *Communication as Culture* (New York: Routledge, 1992), 65.

4 Zelizer, Barbie, an excerpt from “Why Memory’s Work on Journalism Does Not Reflect Journalism Work on Memory,” reprinted in *The Collective Memory Reader*, 359.

5 Dayan, Daniel and Katz, Elihu, an excerpt from *Media Events: The Live Broadcasting of History*, reprinted in *The Collective Memory Reader*, 363.

6 Hodgkin, Katharine and Radstone, Susannah, *Memory, History, Nation: Contested Past* (New Jersey: Transaction Publishers, 2003), 15.

7 ジョン・W・ダワー『忘却のしかた、記憶のしかた——日本・アメリカ・戦争』(外岡秀俊・訳)(岩波書店、2012=2013年)132頁。

8 佐藤卓己『増補・八月十五日の神話』(筑摩書房、2014年)。

9 実際には6月23日以降も戦争状態は継続、終結していなかったことが明らかになっている。

10 佐藤卓己、31頁。

11 たとえば、瀬長亀次郎は以下の回想録で、山の中に逃げていたが、米軍の野戦病院で玉音放送を聞いたと述べている。瀬長亀次郎『沖縄の心』(新日本出版社、1991年)55頁。

12 嘉陽安春『沖縄民政府 一つの時代の奇跡』(久米書房、1986年)14-16頁。

13 『ウルマ新報』第4号(1945年8月15日)。

14 嘉陽安春、240頁。

15 吉本秀子『米国の沖縄占領と情報政策—軍事主義の矛盾とカモフラージュ』(春風社、2015年)、152頁。

- 16 Political Directive Section 21, JCS1241, RG 218, Box 170, Folder: CCS 383.21, POA, Sec. 1 (U.S. National Archives) .
- 17 月刊沖縄社編『アメリカの沖縄統治関係法規総覧』（池宮商会、1983年）第1巻、361頁。
- 18 たとえば、以下で川平成雄は『ウルマ新報』発行の意味を「米軍こそ沖縄の統治者であるとすることの表明」と見る。川平成雄『沖縄 空白の一年』（吉川弘文館、2011年）99頁。
- 19 Situation Report—Japan, Comments on Current Intelligence, R&A 3479-1, 9 January 1946. Interim Research and Intelligence Service, Research and Analysis Branch, Department of State, RG 407, Records of Adjutant General Office, Box 1667 (U.S. National Archives) .
- 20 『うるま新報』（1948年1月2日号）。
- 21 映画『八月十五夜の茶屋』に関する研究として以下がある。名嘉山リサ「消されたOKINANA——The Teahouse of August Moon 小説から映画への翻案過程における脱沖縄化」『沖縄工業専門学校紀要』第5号、2011年。
- 22 琉球列島軍政本部特別布告第35号「米琉親善の日」（月刊沖縄社編『アメリカの沖縄統治関係法規総覧』第1巻、394頁）。
- 23 吉本秀子、256頁。
- 24 琉球政府広報、号外、第32号（1961年7月24日）。
- 25 沖縄県条例第42号「沖縄慰霊の日を定める条例」（1974年10月21日）『沖縄県例規集』。
- 26 Olick, Jeffrey K., To Usable Past to the Return of the Repressed, *The Hedgehog Review*, Summer 2007, 19-31.